
第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と考え方

群馬県では、1996(平成8)年10月に制定した「群馬県環境基本条例」に基づいて、1997(平成9)年2月に、本県における環境行政の指針となる最初の「群馬県環境基本計画」を策定しました。

2016(平成28)年3月に第3次となる「群馬県環境基本計画2016-2019」を策定し、「豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指して」をメインテーマとして、県民生活の水準を維持増進させつつ、温室効果ガスやごみ等の環境に負荷を与えるものの排出が抑制された、質が高く持続可能な環境県づくりを目指してきました。

この間に、新型コロナウイルスの感染拡大や、これに伴うデジタル化を始めとするニューノーマル(新常态)への転換、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組など、社会経済情勢が大きく変化している中で、これらに対応した新たな環境行政の展開が必要になったため、2021(令和3)年3月に新たに第4次となる「群馬県環境基本計画2021-2030」を策定しました。

第4次計画では、「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を将来像とし、「ぐんま5つのゼロ宣言」(自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」)を実現するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」¹の考え方を活用しつつ、4つの基本指針と施策の4本柱を柱とした各主体が連携・協働した取組が推進されてきました。

今回、計画期間の中間年を迎えたことから、社会経済情勢の変化や、これまでの環境行政の取組の成果、県民意識の変化などに対応するため、本計画の中間見直しを行いました。

なお、計画期間において、2022(令和4)年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略や、ガザ地区におけるイスラエルの軍事行動により、エネルギー価格の高騰、食料価格の上昇、為替・株式市場の不安定化などが生じ、我が国にも大きな影響を及ぼしています。

環境分野に目を向けると次のような国際的な動きがあり、生物多様性や気候変動、地球温暖化対策などに向けた国際的な取組を加速させる重要なステップとなっています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書(AR6)(2023(令和5)年3月公表)	地球の平均気温はすでに産業革命前より約1.1℃上昇1.5℃以下に抑えるには2035(令和17)年までに温室効果ガス排出量を60%削減することが必要
生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16) 2024(令和6)年10月～11月	昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測るモニタリング(指標を含む)やレビューの仕組みなどを議論
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)第14回締約国会議(Ramsar COP14)2024(令和6)年11月	若者世代の関与を促進する決議が採択 新潟市と出水市が新たに湿地自治体認証制度の自治体として認証

¹ SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015(平成27)年に国連で採択された国際目標です。2030(令和12)年までに持続可能でより良い世界を目指すために、全世界が協力して取り組むべき課題を17の目標と169のターゲットに整理しています。

国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29) 2024(令和6)年11月	気候基金の増額が決定 国際的な炭素クレジット取引の詳細ルールが合意 都市・建築分野の脱炭素化に向けた自主的な取組の重要性を確認
---	---

また、世界では、地球がすでに人間活動によって環境収容力「プラネタリー・バウンダリー」を超え、気候変動、生物多様性の損失、汚染という「3つの危機」に直面していることが指摘されています。このような状況の中、我が国では、2024(令和6)年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画は、環境保全を通じて現在・将来の国民の「ウェルビーイング(高い生活の質)」(3ページ コラム1参照)を実現し、人類の福祉に貢献することを目的としています。そのビジョンとして掲げるのは、循環共生型社会の構築であり、「ネット・ゼロ(温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡)」(25ページ コラム2参照)「サーキュラーエコノミー(循環経済)」(27ページ コラム3参照)「ネイチャーポジティブ(自然再興)」(28ページ コラム4参照)を統合的に推進することでシナジー(相乗効果)²を発揮させることを方針とし、6つの重点戦略と分野別の重点施策を政策として示しています。本計画の中間見直しは、このような国の方針を反映し、「勝負の2030年」に対応するとともに、今後を「希望が持てる30年へ」とした視点を捉えたものとなっています。

コラム1

ウェルビーイング

ウェルビーイングとは、世界保健機関(WHO)が定義する健康の概念の一部です。WHO憲章によると、健康とは「病気がない状態ではなく、身体的・精神的・社会的に満たされた状態」(Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.)を指しており、この中で「ウェルビーイング(well-being)」という言葉が使われています。

ウェルビーイングは「幸福学」と「健康観」の進化形であり、個人の充実感と社会の持続性を同時に追求する考え方です。

日常生活では、「感謝を積み重ねる」「人とのつながりを大切にする」「小さな達成を喜ぶ」などの習慣がウェルビーイングを高める第一歩になります。

企業や組織にとっては、従業員の心身の健康だけでなく、「働きがい」や「社会的意義」が提供されることで、生産性向上・離職率低下・人材確保につながることを期待されます。

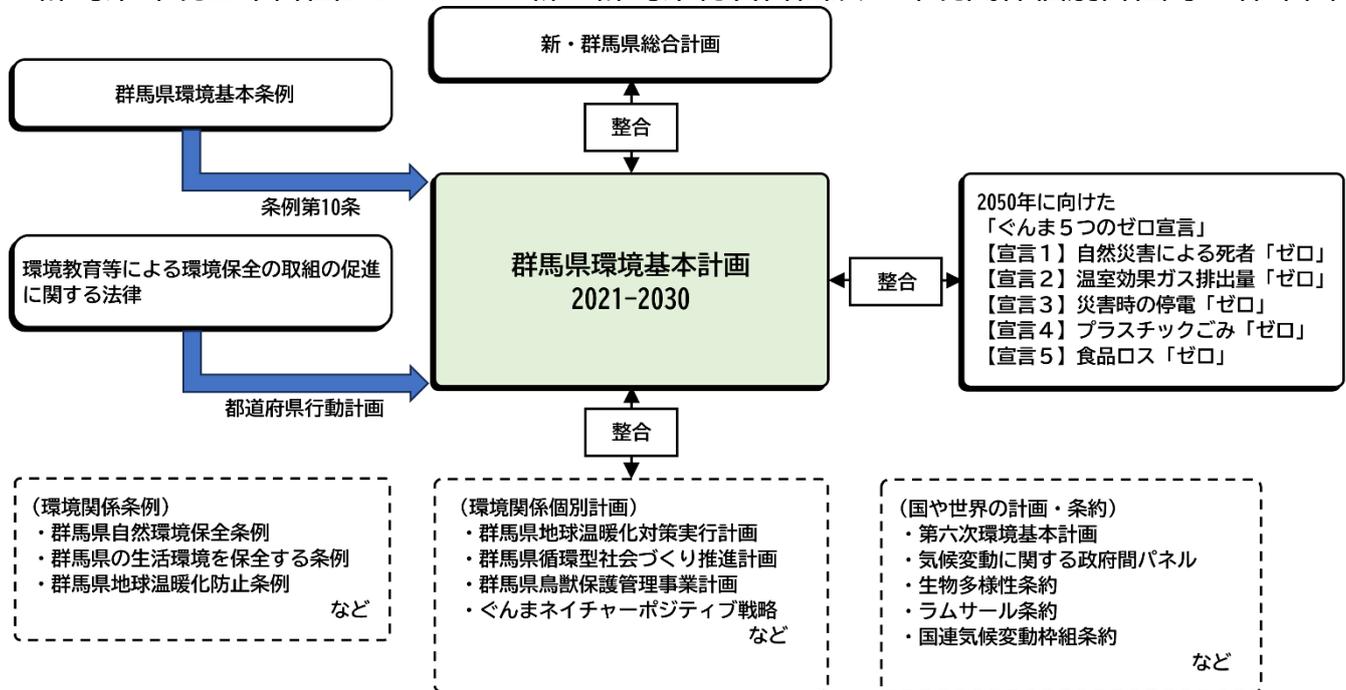
² シナジーとは、複数の要素が協力・連携することで、個々の力の単純な合計以上の成果を生み出す現象を指します。

第2節 計画の性格と役割

本計画は、「群馬県環境基本条例」第10条の規定に基づいて策定するもので、次のような性格と役割があります。

- 1 群馬県の良い環境の保全と創造に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図る。
 - 2 「新・群馬県総合計画」を環境面から推進する。
 - 3 群馬県の良い環境の保全と創造に関する各計画や施策の上位計画であり、良い環境の保全と創造に関する各計画や施策は、本計画に基づいて策定・実施する。
 - 4 その他の環境に影響を及ぼすと認められる施策は、本計画との整合を図る。
- なお、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」に基づく環境学習等推進行動計画を本計画の一部として位置付ける。

群馬県環境基本計画2021-2030と新・群馬県総合計画及び環境関係個別計画等の体系図



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とし、5年が経過したため見直しを行いました。

なお、環境施策は長期的な展望をもって取り組む必要があることから、本計画では、概ね20年後(2040年)のあるべき姿を将来像として設定し、その実現に向けた2030(令和12)年の姿(中間目標)と施策の方向を示します。

第4節 計画の構成

本計画は、全6章から構成されています。各章で記載されている主な内容は、次のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨と考え方、計画の性格と役割、計画の期間及び構成を示します。

第2章 計画の基本方向

本県の環境行政の振り返りや環境の現状等を示します。

第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標

本県が目指す環境の将来像と計画の基本的目標を示します。

施策の展開方向・取組内容

第4章 施策の体系

施策の方向を「4つの柱」に区分して設定し、取組の方向性や各主体の役割を示します。

<施策の柱（4本柱）>

I 地球温暖化対策の推進

II 持続可能な循環型社会づくり

III 自然との共生と森林（もり）づくり

IV 安全・安心で快適な生活環境づくり

第5章 施策・事業の展開

実施する施策・事業を4つの柱ごとに網羅的に示します。



第6章 進行管理

計画の進行管理を示します。